

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

福島国民年金 事案 478

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年7月から50年3月まで

申立期間当時、私の国民年金保険料については、A市役所で年払いにより現金で一括納付をしていたので、申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年12月に国民年金に任意加入してから、満60歳に到達する前月である平成3年12月までのうち、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人は、国民年金の加入手続の状況、国民年金保険料の納付状況等について明確に記憶しており、事実、申立期間の前後の同保険料については、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳により、前納していることが確認できることから、申立内容の信憑^{びよう}性は高い上、申立期間の前後の同保険料を納付しながら申立期間のみを未納とすることは不自然である。

さらに、申立期間及びその前後の期間において、申立人の夫の仕事や住所に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 9 月から 61 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から 61 年 2 月まで

私は、昭和 60 年 9 月 1 日から国民年金に強制加入し、申立期間の国民年金保険料については納付済みであるにもかかわらず、社会保険庁の記録では、昭和 61 年 3 月 11 日から強制加入の記録となっていて、申立期間が未加入となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 4 月に払い出されており、また、申立期間直後の同年 3 月分の国民年金保険料については、社会保険庁のオンライン記録により、現年度納付していたことが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続が行われた時点においては、申立期間の同保険料は現年度納付することが可能であり、申立期間直後の同年 3 月分のみ同保険料を納付しながら、申立期間の同保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人の資格取得は、社会保険庁の記録では昭和 61 年 3 月 11 日となっているが、一方、申立人が所持する年金手帳では、国民年金に初めて被保険者となった日は昭和 60 年 9 月 1 日と記録されていることから、行政側の記録管理が必ずしも適切に行われず、申立期間が未加入期間とされた可能性も否定できない。

なお、申立期間は短期間であるほか、申立人は、国民年金の資格記録がある期間について国民年金保険料を納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から同年12月まで

申立期間後の昭和50年度から60年度までの国民年金保険料については、国民年金納入通知書兼領収証書のとおり、A金融機関に納付済みであり、申立期間の同保険料についても、間をあけることなく納付していたはずで
す。調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年9月に国民年金に任意加入していたことから、国民年金保険料の納付意欲が高かったことがうかがわれ、その加入した翌月分からの申立期間の国民年金保険料を納付しなかったことは、その後の50年4月から61年3月までの同保険料をすべて現年度納付していたことから不自然である。

また、社会保険庁が保管する国民年金被保険者台帳には、申立人の国民年金の被保険者資格取得日について訂正された記録があるなど、行政側の記録管理に過誤があったことがうかがえる。

このほか、申立期間は短期間であり、申立人は、本申立てを行った平成20年10月において、申立期間を除き、昭和49年9月に国民年金に加入以降、国民年金保険料に未納は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から49年3月まで

私の国民年金の加入手続及び保険料の納付は母が行った。申立期間当時は、納税組合に加入しており、未納があれば組合全体に迷惑がかかるので、申立期間の同保険料について、両親の分が納付され、私の分だけが納付されていないのはおかしいので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、また、申立人には申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、申立人の両親は同保険料の未納がまったく無いことから、申立人及び申立人の両親は納付意識が高いものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の同記号番号は申立人が20歳になった直後の昭和48年12月27日に払い出され、同日付で年金手帳も発行されていることから、申立期間当時に母が国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張には信ぴょう性があり、申立期間当時に申立人に係る国民年金保険料は納付できる状況であったと考えられる。

さらに、申立人は、母が家族全員の国民年金保険料を納税組合で納付していたと主張しており、申立人の両親に係る社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の両親は申立期間の同保険料を納付していることが確認できることから、申立人の同保険料も両親の分と同時に納付されたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月から49年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

申立期間当時、私が居住している地区では、班長が集会所において、国民年金保険料を集金していた。

私は、国民年金保険料を納付した際に、同保険料集金カードに受領印を押印してもらったことを憶えているので、申立期間の同保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の②については、申立人は、国民年金に任意加入した昭和49年4月以降、申立期間の②を除き、国民年金保険料の未納が無く、申立期間の②の前後の同保険料を納付しながら申立期間の②のみを未納とすることは不自然である。

また、申立期間の②は3か月と短期間である上、申立期間の②及びその前後の期間を通じ、申立人の夫の仕事や住所に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化はみられない。

一方、申立期間の①については、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後から国民年金の被保険者資格を取得するまでの未加入の期間であり、さらに当該期間については、社会保険庁の記録及び戸籍謄本から、国民年金の任意加入対象期間であることが確認できることから、当該期間においては、制度上、届出日以前にさかのぼって資格取得すること及び国民年金保険料の納付を行うことができない。

また、申立人が所持する国民年金手帳（昭和49年4月20日発行）におい

て、国民年金の被保険者資格取得日は昭和 49 年 4 月 2 日と記載されている上、申立人自身は他の同手帳を所持していないと述べていることから、申立人は申立期間の①において国民年金の被保険者資格を取得していなかったことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の①の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿等の関連資料は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島厚生年金 事案 344

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社G事業所における資格取得日に係る記録を昭和25年10月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月10日から28年6月14日まで

私は、18歳でA社B事業所に入社し、***として37歳までA社に勤務した。申立期間について、当時一緒に勤務していた同僚の厚生年金保険の加入記録はあるのに、私の加入記録が無いのはなぜなのか、どうしても納得ができない。

また、C事業所、D事業所、E事業所、F事業所、B事業所の5事業所が統合によりG事業所と名称が変更とはなったが、社会保険事務所から送られてきた被保険者記録照会回答書に書かれている「H事業所」という事業所は実際には存在していなかったため、私の被保険者記録も誤って記録されているのではないかと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和17年7月に入社し36年6月に退職するまでA社に坑内夫として継続して勤務し、その間、厚生年金保険に継続して加入していたとしているが、社会保険事務所の記録では、25年10月10日に同社H事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、28年6月14日に同社G事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得したものとされている。

しかしながら、A社における勤務状況等に係る申立人の申立内容は詳細かつ具体的であり、また、申立人の戸籍謄本の記録からは、申立人が、申立期間についても、同社が保有していた**住宅に居住していたことが確認でき

ることから、申立人は、申立期間も継続して同社に勤務していたことが推認される。

さらに、昭和 22 年 2 月から 42 年 8 月まで A 社に勤務していた同僚は「申立人は、自分よりも 5、6 年先に退職したと思うが、申立人が退職するまでの期間については、***として一緒に勤務しており、申立人が途中で会社を辞めたことはない」と証言していることから、申立人が、申立期間についても***として継続して同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の記録及び申立人と同種の業務に従事していた同世代の同僚等の標準報酬月額の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

福島厚生年金 事案 345

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月26日から同年8月1日まで

私は、昭和52年10月にA社に入社し、昭和54年9月末日に退職するまで継続してB社に勤務していた。

厚生年金保険の適用事業所の名義が、A社からB社にいつごろ変わったのかは分からないが、申立期間も厚生年金保険料を給料から控除されていたことは間違いないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった源泉徴収票等の資料内容、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から、申立人が、申立期間も継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書等の資料から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が昭和54年9月25日に全喪し、既に解散しており、このほかに確認できる関連資料や周辺事情がないことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対

して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月1日から20年2月28日まで
② 昭和20年3月1日から同年3月31日まで
③ 昭和20年4月1日から21年3月31日まで
④ 昭和21年4月1日から23年10月31日まで
⑤ 昭和23年11月1日から25年9月30日まで

申立期間の①について、A学校在学中に、学徒動員によりB社で働いた。B社工場で働いていた学徒動員以外の同年齢の人たちは厚生年金保険に適用されている。

申立期間の②及び③について、昭和20年3月、A学校を卒業し、C社D事業所に入社したところ、同年4月から**で働かないかと勧められたので**へ行き、E社F事業所に勤務した。

申立期間の④について、**から引揚げてきた後、村長から***の仕事を手伝ってくれと頼まれたので、G市町村役場に勤め、G市町村H会の仕事をした。

申立期間の⑤について、H会に勤めた後に、G市町村のI組合で働いた。学徒動員や外地の法人は厚生年金保険の適用対象外であったとのことだが、学業を放棄してまで学徒動員で働かされ、国策だから外地へ行けと言われ、国のために働かされた者としては承服できない。

給与明細書はあったが、厚生年金保険料が控除されていたかどうかについては記憶に無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①について、申立人は、A学校在学中に学徒動員としてB社に勤務していたとしているが、勤労働員学徒については労働者年金保険法施行

令（昭和 16 年勅令第 1250 号）第 10 条第 3 号及び厚生省告示第 50 号（昭和 19 年）により厚生年金保険の被保険者から除外される扱いとなっている。

また、B 社に照会したところ、当時の学徒動員に係る厚生年金保険の適用状況については不明としているものの、同社に保管されている厚生年金保険被保険者資格取得喪失台帳に申立人の名前は記載されていないとの回答であった。

さらに、社会保険事務所が保管する B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人及び申立人が一緒に学徒動員として勤務したとする同級生 2 名の名前は確認できなかった。

申立期間の②について、J 社 D 事業所（申立期間当時の C 社 D 事業所）に照会したところ、申立人に係る在籍記録は確認できないとの回答であった。

また、申立人は、「就職するために D 事業所まで行ったところ、**で働かないかと勧められ**へ行くことにしたので、D 事業所では仕事はしていない。」としており、ほかに申立人が同社に在籍していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間の③について、申立人は現在の****に所在した E 社 F 事業所に勤務していたとしているが、労働者年金保険法及び厚生年金保険法の適用区域は「内地」である現在の日本国内のみとされており、「外地」に存在した事業所については適用されないことから、同社での勤務期間については、厚生年金保険の適用が無かったと判断できる。

申立期間の④について、申立人は、G 市町村 H 会に書記として勤務したとしているが、K 市町村（昭和 32 年に旧 G 市町村と旧 L 市町村が合併し、現在は K 市町村）に照会したところ、申立人が G 市町村の職員であった記録は確認できず、恩給対象者の記録を管理する市町村団体職員共済組合に照会しても申立人の加入記録は確認できなかったとの回答であった。

また、社会保険事務所が管理する適用事業所名簿を調査しても、G 市町村、G 市町村 H 会が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できず、そのほか申立期間の④について、申立人が厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間の⑤について、M 地域 I 組合（昭和 32 年に旧 G 市町村 I 組合と旧 L 市町村 I 組合が合併し旧 K 市町村 I 組合。その後の地域 I 組合の統合により、現在は M 地域 I 組合。）に照会したところ、申立人に係る職員台帳や賃金台帳は保管されていないため、申立人の勤務状況は確認できず、G 市町村 I 組合が厚生年金保険の適用事業所であったか否かについても、資料は無く不明であるとの回答であった。

また、社会保険事務所が管理する適用事業所名簿を調査しても、G 市町村 I 組合が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できず、申立人が名前を挙げた同僚 2 名についても、合併後の K 市町村 I 組合が新規適用事業所

となった昭和 32 年 8 月 1 日に、同組合において初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、そのほか申立期間の⑤について、申立人が厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月から 33 年 1 月まで
② 昭和 38 年 4 月から 41 年 8 月まで

申立期間の①については、私は(株)Aに勤めていた。従業員は 30 名くらいいる事業所だった。給料は月 6,000 円ほどと記憶している。厚生年金保険被保険者証については、会社で預かりますと言われそのままになってしまった。

申立期間の②については、B 区 C にある D(株)に勤めたが、私はなぜか「E」という車に乗って仕事をしていた。

両申立期間とも当該事業所に勤務していたことは確かなので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①について、申立人は(株)Aに勤務していた複数の同僚の氏名を覚えており、申立人が記憶している当該事業所の状況と連絡の取れた同僚が証言している当該事業所の状況が一致することから、申立人は当該事業所に勤務していたと推認できる。しかし、(株)Aはすでに解散しており、当時の事業主も死亡していることに加え、連絡の取れた同僚は申立人を覚えていないことから、申立期間の①に係る勤務状況や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料を得ることはできなかった。

また、(株)Aが厚生年金保険の適用事業所であったのは昭和 29 年 6 月 1 日から 30 年 3 月 30 日までとなっており、その後、新たに適用事業所となった形跡は見当たらないまま、49 年 10 月に解散している。

さらに、社会保険事務所が保管する(株)A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間の①について、申立人の氏名は無く、健康保

険証の整理番号に欠番も無いことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間の②について、申立人はD㈱に勤務していた同僚の氏名を覚えていないものの、申立人の当該事業所における勤務内容の記憶と同僚の証言が一致することから、申立人は当該事業所に勤務していたと推認できる。しかし、D㈱は昭和45年9月30日に解散しており、当時の事業主とも連絡が取れないことに加え、連絡のとれた複数の同僚は申立人を覚えていないことから、申立人の申立期間の②に係る勤務状況や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管するD㈱に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間の②について申立人の氏名は無く、健康保険証の整理番号に欠番も無いことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間の①及び②の期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 4 月 30 日から 21 年 4 月 1 日まで
② 昭和 27 年 6 月 16 日から 28 年 10 月 1 日まで

申立期間の①について、私は、A会B支部において、勤務辞令のとおり、昭和 20 年 4 月 30 日から勤務し始めたことは確かなのに、厚生年金保険の加入記録は 21 年 4 月 1 日からとされている。20 年 4 月から厚生年金保険に加入しているはずなので認めてほしい。

申立期間の②について、私は、C会において、勤務辞令のとおり、昭和 23 年 3 月 31 日から勤務しているにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録は 28 年 10 月 1 日からとされている。同会が厚生年金保険の適用事業所となった 27 年には、私自身も厚生年金保険に加入しているはずなので認めてほしい。

なお、A会B支部での仕事内容は**関係の生産技術指導であり、C会での仕事内容は**地の調査・測量などであった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①について、申立人から提出された勤務辞令及びD都道府県が保管する申立人に係る職務履歴資料から、申立人が、申立期間においてA会に在籍していたことは推認される。

しかし、A会は既に解散しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況を確認できる関連資料等を得ることができない。

また、社会保険事務所が保管するA会B支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を基に、申立期間当時の同僚等への連絡を試みたが、1名を除いては連絡先を確認することができず、連絡が取れた同僚からも、申立期間において、申立人が厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる証

言は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するA会及び同会B支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立期間における被保険者資格取得者の中に申立人の名前は確認できず、健康保険被保険者番号の欠番も無い。

申立期間の②について、申立人は、昭和23年3月31日から正職員の***指導員としてC会に継続して勤務し、27年6月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したはずであると述べているが、D都道府県が保管する申立人に係る職務履歴資料から、23年8月1日から27年6月15日までの期間については、申立人が、同会に在籍していなかったことが確認でき、さらに、28年8月1日に初めて、正職員の技師として、申立人が同会に登用されたことが確認できる。

また、前述の資料からは、申立期間の②のうち、昭和27年6月16日から同年11月30日までの期間については*****指導員としての業務を、同年12月1日から28年7月31日までの期間については**事務の業務を、C会が申立人に嘱託していたことが確認でき、27年12月1日から28年7月31日までの期間については無給であった状況もみてとれる。

さらに、申立期間においてC会に勤務していた複数名の者から聴取したところ、「申立人については記憶に無いが、出先の職員については正職員ではなかった」、「申立人が*****指導員であったことは憶えているが、**地に配置された*****指導員は厚生年金保険に加入していなかったと思う」等の証言があり、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所が保管するC会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査しても、申立期間における被保険者資格取得者の中に申立人の名前は確認できず、健康保険被保険者番号の欠番も無い。

なお、申立期間のうち、申立人が正職員としてC会に登用された昭和28年8月1日から同年10月1日までの期間における申立人の厚生年金保険の加入状況については、同会が既に解散しており、ほかに確認できる関連資料や周辺事情がないことから明らかでないと判断せざるを得ない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間の①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 1 日から 35 年 3 月 10 日まで

私は、申立期間にA事業所及びB事業所(株)の正社員として運転手をしていた。取引先は、C事業所、D事業所などであったことを覚えている。厚生年金保険料を給与から控除された状況がわかる資料はもっていないが、申立期間が厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA事業所及びB事業所(株)に勤務していた同僚の証言から判断して、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できるものの、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人も厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

また、社会保険事務所が保管しているB事業所(株)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票を調査したところ、申立人が主張する昭和33年7月1日から35年3月10日までの間に被保険者の資格を取得した者の中に申立人の氏名は無く、健康保険証の整理番号に欠番も無い上、社会保険事務所の事務処理にも不自然さはみられないことから、申立期間に厚生年金保険の被保険者となった形跡は見当たらない。

さらに、申立人の同僚はA事業所に昭和31年4月入社し、34年2月14日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認でき、A事業所及びB事業所(株)においては入社と同時にすべての従業員が厚生年金保険に加入していたとは考えにくい。

加えて、B事業所(株)は昭和57年9月20日付けで(株)E事業所に名称が変更されると同時にF県に本店が移転しており、申立人に係る資料は無く、

申立期間に給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。